

都島区役所 区民情報コーナー等における
官公署発行外 チラシ等 配架要領

平成 25 年 1 月 1 日制定

この要領は、都島区役所 1 階区民情報コーナー等における官公署発行（後援含む）外チラシ、リーフレットの配架要領について、次のとおり定める。

1 配架できるチラシ等

- （1） 本市が情報提供した記事を掲載しているもの
- （2） 次のような公益的な団体が発行した市民に有用な情報、有用な催し等が掲載されているもの
公共交通機関、特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益法人、学校法人
- （3） その他、政策企画担当課長または健康推進担当課長が、特に必要と判断したもの

2 配架できないチラシ等

- （1） 営利を目的とするもの、特定の政党、宗教に係るもの、公序良俗に反するもの
- （2） 発行する団体の名称や連絡先の明示がないもの
- （3） その他、政策企画担当課長または健康推進担当課長が、特に不適当と判断したもの

3 配架する場所

- （1） 都島区役所 1 階区民情報コーナー内パンフレット置場
- （2） 都島区保健福祉センター分館 1 階パンフレット置場

附則

この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。